

大阪市規則第57号

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第9条 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）には、常勤職員の例により、条例第3条第1項に規定する手当（<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。）を支給する。この場合において、通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員（以下「任期付職員等」という。）」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）」と、同規則第5条、第9条及び第13条第1項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、同規則第14条第2項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、「支給</p>	<p>(手当)</p> <p>第9条 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）には、常勤職員の例により、条例第3条第1項に規定する手当（<u>期末手当</u>を除く。）を支給する。この場合において、通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員（以下「任期付職員等」という。）」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）」と、同規則第5条、第9条及び第13条第1項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、同規則第14条第2項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、「支給単位期間に係る</p>

単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。

[2 略]

3 会計年度任用職員（前項に規定する職員を除く。）には、常勤職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。

4 前項の場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第3条第2項の職員の勤務成績による割合は、100分の102.5（職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して教育長が定める職員にあつては、100分の122.5）とする。ただし、同条例第2条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤（やむを得ない事由によるものとして教育長が定める欠勤を除く。以下同じ。）のため勤務しなかった期間がある職員及び法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）を受けた職員にあつては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して教育長が定める割合とする。

（費用弁償）

第10条 [略]

[2・3 略]

4 条例第13条第3項の市規則で定める場所

最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。

[2 同左]

[新設]

[新設]

（費用弁償）

第10条 [同左]

[2・3 同左]

[新設]

は、在宅勤務等手当支給規則（令和6年大阪府規則第52号）第2条各号に掲げる場所とする。

5 条例第13条第3項の市規則で定める時間 [新設]

は、在宅勤務等手当支給規則第3条各号に掲げる時間とする。

6 条例第13条第3項の市規則で定める期間 [新設]

は、在宅勤務等手当支給規則第4条に規定する期間とする。

7 条例第13条第3項の市規則で定める額 [新設]

は、常勤職員の例に準じて教育長が定める額とする。

（単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与）

第11条 [略]

[2～5 略]

6 第9条第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者には、単労職員の例により、条例第14条に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。この場合において、通勤手当支給規則第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員（以下「任期付職員等」という。）」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」と、同規則第5条、第9条及び第13条第1

（単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与）

第11条 [同左]

[2～5 同左]

6 第9条第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者には、単労職員の例により、条例第14条に規定する手当（期末手当を除く。）を支給する。この場合において、通勤手当支給規則第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員（以下「任期付職員等」という。）」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」と、同規則第5条、第9条及び第13条第1項中「任期付

項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、同規則第14条第2項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。

7 会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して教育長が定める職員を除く。）には、単労職員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。

8 前項の場合において、単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第160号）第5条第1項の職員の勤務成績による割合は、100分の102.5とする。ただし、同規則第2条第1号に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間において、欠勤のため勤務しなかった期間がある職員及び懲戒処分を受けた職員にあつては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して教育長が定める割合とする。

職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、同規則第14条第2項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。

7 会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（その者の任期、職務内容その他の事情を考慮して教育長が定める職員を除く。）には、単労職員の例により、期末手当を支給する。この場合において、単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第160号）第4条第1項第1号中「100分の120」とあるのは「100分の125」と読み替えるものとする。

[新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。